

平成26年5月21日

大阪経済記者クラブ会員各位

(同時資料提供＝大阪府政記者会、大阪市政記者クラブ)

関西圏国家戦略特別区域会議の構成員公募・公募説明会の開催について

【お問合せ先】 大阪商工会議所 総務広報部 (玉川)
TEL 06-6944-6324

- 国家戦略特区に関西圏（大阪府、京都府、兵庫県全域）が区域指定されたことを受け、大阪商工会議所は、大阪府、大阪市とともに、「特区の規制緩和措置を活用する特定事業」を実施すると見込まれる民間事業者（特定事業者）の公募に関する説明会を5月23日（金）に大阪商工会議所で開催する。
- 今後、国家戦略特区に指定された地域ごとに、政府、自治体、特定事業者による「国家戦略特別区域会議」を設置し、特区を活用して実施する事業の計画（区域計画）を策定する必要があり、内閣府は、本日から特定事業者の公募を開始したところ（締め切りは6月3日）。
- 今回の説明会では、同特区の制度概要や活用できる規制緩和の内容、現在実施されている公募の概要、今後の進め方、関西圏から提案している特定事業（「医療」「都市再生・まちづくり」に関する規制緩和を活用した事業）について、内閣官房地域活性化統合事務局職員、大阪府職員が説明する。

【公募説明会の開催概要】

日 時：平成26年5月23日（金）13:00～14:00

場 所：大阪商工会議所 6階「白鳳の間」（大阪府大阪市中央区本町橋2-8）

対 象 者：関西圏（大阪府・京都府・兵庫県）で特区特定事業を実施する意向のある者

※今回区域会議の構成員公募の対象となる「特定事業」は、「医療」「まちづくり分野」の規制の特例措置を活用して、関西圏の区域方針に示された政策課題を解決する事業。今回の公募では利子補給や税制の活用想定者は含まれない。

説明内容：①国家戦略特区の制度概要、活用できる規制緩和の内容

②区域会議の構成員（特定事業を実施すると見込まれる者）公募、今後の進め方

③関西圏から提案している特定事業

説 明 者：内閣官房地域活性化統合事務局職員、大阪府職員（予定）

定 員：120名（申し込み先着順、無料）

申し込み：大阪商工会議所のホームページ（<https://www.kinki.cci.or.jp/kentei/apply.php?seq=4580>）から。または、①社名、②役職、③氏名、④TEL、⑤FAX、⑥E-mailを記入の上、FAX（06-6944-6250）か、メール（dnews@osaka.cci.or.jp）で送信する。

以 上

<添付資料> 関西圏 国家戦略特別区域会議の構成員（特定事業を実施すると見込まれる者）の公募について

関西圏 国家戦略特別区域会議の構成員
(特定事業を実施すると見込まれる者) の公募について

平成 26 年 5 月 21 日
内閣府地域活性化推進室

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「法」という。）第 7 条第 2 項及び国家戦略特別区域法施行令（平成 26 年政令第 99 号）第 1 条第 1 項本文の規定に基づき、下記の公募要項により、関西圏 国家戦略特別区域会議（以下「区域会議」という。）に構成員として加える者として、区域方針（法第 6 条第 1 項に規定する区域方針をいう。）に即して、国家戦略特別区域における産業の国際競争力又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者を公募します。

- ㊦ 区域会議は、国家戦略特別区域において実施する具体的な特定事業等を定める区域計画（法第 8 条第 1 項に規定する「区域計画」をいう。以下同じ。）の作成やその実施に係る連絡調整等を任務としており、区域会議の構成員は相互に密接な連携の下に協議した上で、区域計画を作成することになります。
- ㊦ 特定事業を実施すると見込まれる者である構成員が多数に及ぶ場合には、区域会議における迅速かつ適切な意思決定を図るため、区域会議の本会議に出席する代表者等を選定するとともに、下部組織等の設置により、構成員の意見を反映する方策を講じることを予定しています。
- ㊦ 国家戦略特区において実施する特定事業の内容及び実施主体は、区域計画で定められ、内閣総理大臣の認定を受けて効力を生ずることとなるものであり、今回の構成員の選定が特定事業の実施主体を決定するものではありません。また、区域計画の作成段階において、特定事業の実施主体として加えるよう申し出る手続があります（法第 8 条第 3～5 項）。

記

公募要項

1. 公募対象

別紙に定める要件を満たす特定事業を実施しようとする者を公募します。別紙に定める特定事業のいずれかを実施しようとする者であれば、個人・法人、国内外を問いません。

2. 応募方法

(1) 募集期限

別記様式に必要事項を記入の上、平成26年6月3日（火）17時までに提出して下さい。

(2) 提出先

内閣府 地域活性化推進室内 区域会議構成員募集担当

（住所）〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎 6階

（電子メール）i.kokkatoc@cas.go.jp

(3) 提出方法

次に掲げるいずれかの方法により提出して下さい。

(i) 電子メールの場合

別記様式<電子データ>を添付して提出

※ 別記様式の電子データのファイルを添付して【i.kokkatoc@cas.go.jp】まで送付してください。なお、当方より到着した旨のご連絡はいたしませんので、送付後に念のため、地域活性化推進室（TEL 03-5510-2462）に確認のご連絡をいただくと幸いです。

【留意事項】

イ. 電子メールのタイトル（件名）は、「構成員応募 事業主体名」としてください。（例：構成員応募 ○○会社）

ロ. 別記様式の電子データのファイル名は、「関西圏 事業主体名」としてください。（例：関西圏 ○○会社）

(ii) 郵送等による配達又は持参の場合

別記様式を（2）提出先へ配達又はご持参ください。

※ 郵送等による配達の場合には、封筒の表面に「構成員応募書類在中」と朱書きしてください。

【留意事項】

別記様式は、A4 サイズとし、片面印刷として下さい。

（両面印刷は避けてください。）

(4) その他留意事項

提出いただいた別記様式については返却いたしませんので、予めご了承願います。

3. 選定について

応募に基づき、区域会議の構成員の選定を行います。選定結果は、決定次第速やかに応募者に通知するとともに、選定された者については速やかに公表します。

連絡先

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

内閣府 地域活性化推進室内 区域会議構成員募集担当

担当：村田・高木・梶谷

(電話) 03-5510-2462 (メールアドレス) i.kokkatoc@cas.go.jp

(別記様式)

関西圏 国家戦略特別区域会議の構成員の応募について

平成 26 年 月 日

内閣総理大臣 殿

国家戦略特別区域法第 7 条第 2 項の規定に基づいて行われる国家戦略特別区域会議の構成員の公募について、下記により応募します。

記

①事業主体

名称：	
住所・所在：〒	
電話番号：	電子メール：

②特定事業の種類

特定事業	
------	--

③実施しようとする特定事業の概要

(別紙に定める要件を満たしていることが分かる程度の記載で結構です。)

(1) 事業を実施する場所
(2) 事業の規模
(3) 事業の実施期間
(4) 事業の内容

A4 用紙で作成して下さい。なお、各項目の欄のサイズについては適宜調整していただき、複数枚にわたることとなっても結構です。

(別紙) 特定事業の種類及び要件

分野	特定事業	要件
都市再生・まちづくり	都市再生・まちづくりに係る各種特例	別添 1
	エリアマネジメントに係る道路法の特例〔法第 17 条〕	別添 2
	旅館業法の特例〔法第 13 条〕	別添 3
医療	病床規制に係る医療法の特例〔法第 14 条〕	別添 4
	保険外併用療養の拡充〔検討方針 1.(3)〕	別添 5
	国際医療拠点における外国医師の診察の業務解禁〔検討方針 1.(1)〕	別添 6

《凡例》

法 : 国家戦略特別区域法

施行令 : 国家戦略特別区域法施行令

施行規則 : 国家戦略特別区域法施行規則

検討方針 : 国家戦略特区における規制改革事項等の検討方針（平成 25 年 10 月 18 日日本経済再生本部決定）

※ 別添 1～6 の各シートにおいて記載する要件は、各特定事業について法令等で個別に定められている要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、事業の規模や実施時期についても定めているものがあるほか、一般に、選定に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添 1)

都市再生・まちづくりに係る各種特例

(1) 特別用途地区に係る建築基準法の特例（国家戦略建築物整備事業）〔法第 15 条関係〕

【要件】

- ①事業を実施しようとする場所が国家戦略特別区域内の特別用途地区内にあること。
- ②建築基準法第 49 条第 2 項の規定に基づく条例による同法第 48 条第 1 項から第 12 項までの規定による制限の緩和の適用を受けて、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物の整備を行おうとするものであること。

(2) 容積率に係る建築基準法の特例（国家戦略住宅整備事業）〔法第 16 条関係〕

【要件】

- ①事業を実施しようとする場所が国家戦略特別区域内の第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域若しくは準工業地域（高度住居誘導地区を除く。）又は商業地域内にあること。
- ②建築基準法第 52 条第 1 項の規定による制限の緩和を受けて、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な住宅の整備を行おうとするものであること。
- ③事業の規模については、0.5 ヘクタール以上であること。
- ④実施時期については、5 年までの着工を予定していること。

(3) 土地区画整理法の特例（国家戦略土地区画整理事業）〔法第 20 条関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行おうとする土地区画整理事業であること。
- ③実施主体が法第 20 条第 1 項の表の上欄に定める者（都道府県又は市町村を除く。）であること。

(4) 都市計画の決定・変更に係る都市計画法の特例（国家戦略都市計画建築物等整備事業）〔法第 21 条関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。

- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な建築物その他の施設を整備する事業であって、都市計画の決定又は変更により可能となるものを行おうとするものであること。
- ③事業の規模については、0.5ヘクタール以上であること。
- ④実施時期については、5年までの着工を予定していること。

(5) 開発許可に係る都市計画法の特例（国家戦略開発事業）〔法第22条関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる開発行為であって、都市計画法第29条第1項の許可が必要となるものを行おうとするものであること。
- ③事業の規模については、0.5ヘクタール以上であること。
- ④実施時期については、5年までの着工を予定していること。

(6) 都市計画事業に係る都市計画法の特例（国家戦略都市計画施設整備事業）〔法第23条関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行われる都市計画施設の整備に関する事業であって、都市計画法第59条第1項から第4項までの認可又は承認が必要となるものを行おうとするものであること。

(7) 都市再開発法の特例（国家戦略市街地再開発事業）〔法第24条関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行おうとする市街地再開発事業であること。
- ③実施主体が法第24条第1項の表の上欄に定める者（地方公共団体を除く。）であること。

(8) 都市再生特別措置法の特例（国家戦略民間都市再生事業）〔法第25条関係〕

【要件】

- ①事業を実施する場所が国家戦略特別区域内にあること。
- ②産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために行おうとする都市再生事業（都市再生特別措置法第20条第1項に規定する都市再生事業であって、民間都市再生事業計画が作成されているもの）であること。
- ③事業の規模については、0.5ヘクタール以上であること。
- ④実施時期については、5年までの着工を予定していること。

(別添 2)

エリアマネジメントに係る道路法の特例（国家戦略道路占用事業）

〔法第 17 条関係〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内における道路の区域を対象とするものであること。
- ②施行令第 5 条で定める施設等を設置しようとするものであること。
- ③当該事業を実施した場合に、法第 17 条第 1 項各号に掲げる基準に適合すると見込まれること

- ④実施時期については、5 年までの事業開始を予定していること。

(別添 3)

旅館業法の特例（国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

〔法第 13 条関係〕

【要件】

- ①当該事業の対象施設が国家戦略特別区域内にあること。
- ②施設を使用させる期間が、少なくとも7日間以上とするものであること。
- ③施設の各居室について、施行令第3条第3号に定める要件を満たすと見込まれるものであること。
- ④施設の使用の開始時に清潔な居室を提供するものであること。
- ⑤施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供するものであること。
- ⑥当該事業の一部が旅館業法第2条第1項に規定する旅館業に該当するものであること。

(別添 4)

病床規制に係る医療法の特例（国家戦略特別区域高度医療提供事業）

〔法第 14 条関係〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内の病院又は診療所で行うものであること。
- ②世界最高水準の高度の医療であって、国内においてその普及が十分でないものを提供しようとするものであること。

(別添5)

保険外併用療養の拡充

〔検討方針1.(3)〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内にある病院であること。
- ②臨床研究中核病院等と同水準の国際医療拠点であること。
- ③医療水準の高い国で承認されている医薬品等であって国内未承認のものの保険外併用療養を行おうとするものであること。

(別添6)

国際医療拠点における外国医師の診察の業務解禁

〔検討方針1.(1)〕

【要件】

- ①国家戦略特別区域内にある病院又は診療所であること。
- ②外国医師を受け入れ、当該外国医師により外国人一般に対して診療を行わせるため、二国間協定の締結又は変更を求めようとするものであること。